

中国税務速報

2017年11月20日

1. 国家税務総局による増値税、消費税に関する税務事項処理手続きを最適化する公告

国家税務総局は2017年10月13日に『増値税、消費税に関する税務事項処理手続きを最適化する公告』を公布しました（国家税務総局公告2017年第36号）。

- 1) 納期遅れとなる増値税納税証票が継続的に控除されることについては、2018年1月1日より、省レベルの国家税務総局により許可されることとなります。継続的に控除できる客観的な原因種類及び提出資料に対する要求については、改正後の『国家税務総局が納期遅れの増値税納税証票の控除問題に関する公告』（国家税務総局公告2011年第50号）に基づいて行われます。増値税一般納税者は真実的取引を行ったのに、客観的な原因で増値税控除証票（増値税専用発票、税関輸入増値税専用納付書及び自動車販売統一発票等を含む）が法定期限以内で認証・確認・照合できない場合には、主管税務機関の確認を経て、上級部門へ報告し、省レベルの国家税務総局に認定・照合してもらって、認定・照合一致である増値税控除証票ならば、仕入増値税が継続的に控除されます。
- 2) 2017年11月1日より、納税者が増値税と消費税を同時に一括納税を申請する場合には、一括納税申請資料にて説明すればよく、増値税と消費税を別々に資料申請する必要はありません。
- 3) 『国家税務総局の納期遅延増値税納税証票の控除問題に関する公告』（国家税務総局公告2011年第50号）は本公告により修正をし、改めて公布します。

上述改正は2018年1月1日より実施します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2885000/content.html>

2. 国家税務総局による非居住者企業所得税源泉徴収の問題に関する公告

2017年10月17日、国家税務総局は『国家税務総局による非居住者企業所得税源泉徴収の問題に関する公告』（国家税務総局公告2017年第37号）を公布しました。

- 1) 本公告の適用対象は非居住者企業の所得が企業所得税の源泉徴収に該当する場合のみ適用します。主に不動産の譲渡における収益、持分譲渡を始め權益性投資資産の譲渡収益、配当、特別配当など權益性投資収益、利息、賃料、特許権使用料などの所得です。
- 2) 税務申告の負担を軽減するため、手続きが簡素化され、30日以内に行わなければならない契約備案の手続きが不要になります。
- 3) 源泉徴収義務発生日を変更、また明確にしました。配当・特別配当など權益性投資収益に対し、源泉徴収義務発生日は実際支払日です。分割による同一持分の譲渡所得の場合には、分割される契約金はまず投資の回収と見なされ、投資の全額回収後、税金の計算及び源泉徴収を行います。
- 4) 所得税を外貨から人民元に換算する為替レートを規定しました。源泉徴収義務者が源泉徴収を行う場合には、関連金額は実際の支払日又は支払期日の人民元の為替レート中間値です。非居住者企業が自主的に企業所得税を申告する場合には、主管税務機関の期限通達がなく納税する場合、納税申告書の記入日の前日の人民元の為替レート中間値で換算します。主管税務機関の期限通達があり納税する場合、主管税務機関の期限通達日の前日の人民元の為替レート中間値で換算します。
- 5) 本公告により、源泉徴収義務者が源泉徴収義務を果たさず、非居住者企業が自主的に納税申告をするかつ主管税務機関の期限通達があり納税する場合、非居住者企業は既に納税申告及び納付が完了し、期限内に税金を納付したと見なされます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2878645/content.html>

3. 国務院による営業税暫行条例を廃止、増値税暫行条例を修正

国務院常務会議は2017年10月30日に『国務院が<中華人民共和国営業税暫行条例>の廃棄と<中華人民共和国増値税暫行条例>の修正に関する決定(草案)』を可決しました。営業税が全面的に取り消されると同時に、増値税の徴収範囲が調整され、役務・無形資産・不動産の販売に従事する会社または個人が増値税納税義務者に定められ、税率も明確にされました。13%の増値税率が取り消された状況により、穀物、図書、飼料など品物の販売または輸入行為に対する税率は13%から11%に下げました。同時に、一部産業に対する過渡的政策は変わりません。

法定手続きを経て、営業税から増値税への改正政策が全面的に実施された後、営業税に適用したサービス分野では、増値税に統一徴収されることとなりました。60年ぐらい実施されていた営業税が全面的に取り消され、営業税暫行条例の執行は実際には既に停止することとなりました。

http://www.gov.cn/guowuyuan/2017-11/01/content_5235931.htm

4. 零細企業増値税政策の継続実施に関する公告

財政部、税務総局が2017年10月20日に『零細企業増値税政策の継続実施』を公告しました(財税〔2017〕76号)。

零細企業の発展を支えるため、2018年1月1日から2020年12月31日までに、月間売上高が2万元(2万元を含む)から3万元までの増値税小規模納税義務者に対し、増値税が継続的に免除されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2897233/content.html>

5. 零細企業融資に関する税収政策の通知

財政部と国家税務総局は2017年10月26日に零細企業融資を支えることに関する税収政策公告を発表しました(財税〔2017〕77号)。

- 1) 増値税については、2017年12月1日から2019年12月31日までに、金融機関が農家・小型企業・零細企業及び個人企業に対する小口融資による利息収入については、増値税が免除されます。金融機関は該当の免税証明資料を保存し、単独的に採算され免税条件に満たす小口融資による利息収入については、現行規定に基づいて、主管税務機構へ納税申告を行います。単独的に採算されない場合には、増値税の免除対象になりません。
- 2) 印紙税については、2018年1月1日から2020年12月31日までに、金融機関が小型企業・零細企業との融資契約に対し、印紙税の免除対象となります。
- 3) 本通知においては、農家、小型企業、零細企業及び小口融資の種類が定められて、詳しく説明されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2897221/content.html>